

# 秦荘中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## 【1】いじめの防止等に関する基本姿勢

いじめは人権侵害の最たるものです。生徒が安心して学校生活・社会生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、全ての者がいじめの防止等の対策を進めなければなりません。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての者が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、社会の変化、生徒の価値観の変容の中で、いじめはどこにでも誰にでも起こりうるという危機感を持たなければなりません。

本校では、～いじめをしない、させない、見逃さない学校～ 『「命」「人権」の教育を基盤にした安心・安全な学校』づくりに取り組みます。

## 【2】いじめの防止のための取り組み

### いじめの未然防止

いじめの防止には心の教育が不可欠です。愛荘町には「五愛十心」の教育指針が掲げられています。すなわち「街づくりの主役は人」という視点に立って、教育のあり方を町民共通の理念、認識のもと、心のあり方にまで及んでいます。

そこで学校では、心の教育を押し進めるため、特に道徳教育の推進、学校行事への取り組み、生徒会活動の活性化を進めていきます。具体的に「ふれ愛」は、ひとりひとりが心豊かで生き生きと楽しく学べる学校づくりに力を入れます。「学び愛」は、わかる授業、魅力ある授業を展開します。「育ち愛」は、問題行動、いじめ、不登校等の課題解決をめざす生徒指導を進めます。「支え愛」は、いじめや差別を絶対許さない人権教育の充実に努めます。「高め愛」は、教職員の研修と協力体制、日頃からの「報告」「連絡」「相談」を十分に行います。

### いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処につながることは言うまでもありませんが、まわりの者が気づきにくく判断しにくい形で行われ、いじめられていても本人がそれを否定することが多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知しなければなりません。具体的には、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や、学級担任・SCによる教育相談、学校支援員や保護者・地域からの情報収集等に努めていきます。

### いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、いじめ対策委員会を組織し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、情報を集め事実を確認し、その対応策を立て具体的ないじめ解消に向けた道筋をつけます。そして、いじめた生徒へ徹底した指導と支援を行います。その際、被害・加害の保護者には、「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取り組み」について、理解と協力を求めています。

また、まわりの生徒には、いじめられた側からみれば観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者であるということを理解させ、いじめをなくすための行動がとれるように指導していきます。

いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察等に相談・通報する必要があります。

## 家庭との連携

家庭は、生徒の健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。しかし、昨今の科学技術の進歩、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、規範意識の低下により、子育てに不安をもつ保護者がふえ、地域では近隣の連帯感の希薄化がみられます。このことが生徒の基本的な生活習慣に大きな影響を与えています。本来、しつけの部分では家庭教育に任すところが大きいというものの、学校と家庭がタッグを組んでこれにあたらなければならない現状にあります。

そこで、学校から子育てに関する情報を各種通信やホームページで紹介をしたり、学年・学級懇談会で、保護者同士が子育てを考える機会を提供したり、三者懇談や地区懇談会、SCによる保護者向け教育相談等を行います。

## 地域・関係機関との連携

地域の子どもは地域で育てることをモットーとし、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・関係機関との連携は大変重要です。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議したり、学校支援地域本部事業を活用したりするなど、いじめの問題について対策を推進することが必要です。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であるので、平素から、関係機関との情報共有体制を構築していきます。

## 教育相談体制の充実

「生徒一人ひとりの内面的理解につとめ、悩みや葛藤の解決に向けて、受容的、共感的な支援を行う」「教育相談を通して、生徒や保護者との望ましい人間関係を築き、信頼関係を深める」を目的として、教育相談を行います。実際には、家庭訪問においての教職員と保護者との懇談、各学期末の個別懇談会、各学期の定期的な生徒への事前アンケートをもとに、個人相談を行います。これらの教育相談で得られた情報については、各学年また学校全体で共有化を図ります。

## 職員研修

いじめを含むすべての人権侵害にかかる事件・事象は、身近な生活の中に存在することを認識し、人権侵害を許さない態度や個々の命を大切にす態度を育てるための研修を深めていきます。具体的には、年間校内研修の中に人権に係る研修、いじめ対策に係る研修、を取り上げると共に、本町主催のいじめ未然防止・体罰防止研修会等に参加することにより、教職員の資質向上を図ります。加えて、教職員のいじめへの対応のさらなる能力向上のため、PDCAサイクルをもって、より実行性の高い取り組みが実施できるよう研修を深めていきます。

## 【3】いじめ防止等の対策のための組織づくり

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、愛荘町教育委員会と本校の複数の教職員からなるいじめ対策委員会を組織します。必要に応じ、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、SC、警察関係、外部専門家等に相談しながら対応をしていきます。